令 和 ７ 年 度
建設業に対する重点指導事項

スローガン【組織で進める安全文化 みんなで取り組む健康職場】

●墜落・転落災害の防止

脚立・はしご、トラック荷台、階段、改正規則（一側足場の使用範囲の明確化、点検者の指名）の履行確認
ＫＹ活動、リスクアセスメントの実施

●重機・クレーン災害の防止

作業計画、立入禁止、転倒・接触防止、玉掛け

●はさまれ・巻き込まれ災害の防止

重量物、用具、トラックのあおり、動力伝導部

●保護具の着用

墜落制止用器具、呼吸用保護具、化学防護手袋など

●高年齢・若年労働者の災害防止

エイジフレンドリーガイドラインの推進
転倒防止対策、新規入場・能力向上教育の実施

●熱中症の予防

熱中症クールワークキャンペーン及び改正規則の履行確認

●石綿事前調査

有資格者による事前調査の実施及びその結果の掲示

●冬季災害（除雪、ＣＯ、交通事故）の防止

室蘭労働基準監督署